

教職員と児童及び保護者との連絡手段に関わる校内規程

1 趣旨

職員と児童及び保護者との間の連絡手段に係る取扱いは、この規程の定めるところによる。

2 連絡手段

職員と児童及び保護者との間の連絡手段は学校の固定電話とし、職員個人の携帯電話やメール、ライン等で連絡をとらないことを原則とする。

ただし、校務運営上必要な場合は、管理職の許可を得た上で携帯電話、スマートフォン、パソコン、ライン等を利用した通話や電子メールで行うこととする。

3 連絡手段に係る取扱いの原則

- (1) 教職員が、保護者から連絡手段に関する情報（以下「連絡先の情報」という。）を取得するのは、校務運営上必要な場合に限ることとし、管理職の許可を得た上で行うこととする。また、教職員が児童及び保護者に対して教職員自身の連絡先の情報を提供する場合も同様とする。
- (2) 取得できる連絡先の情報は、保護者のメールアドレス等に限る。対象は、校務運営上必要かつ担任する保護者に限る。取得した連絡先の情報が不要となったときは、速やかに削除することとする。
- (3) 教職員は、児童及び保護者との間で、私的な連絡等を行わないこととする。個人的な悩み等の相談については、関係教職員による個別面談を原則とする。
- (4) 教職員と保護者との間の連絡は、児童の生活・学習状況の確認、PTA活動、授業、学校行事等の実施に当たり必要な場合及び緊急連絡を行う必要がある場合に限ることとする。
- (5) 連絡を行う時間帯は、原則として、午後7時までとする。

4 その他

本規程の内容については、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

附 則

令和2年12月28日制定

令和6年 8月23日改訂